令和６年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

R7. 1. 23～30　第５回協議会
資料No.４－１
【協議事項】

三条市地域公共交通協議会

1　事業評価の目的

国の地域公共交通確保維持改善事業の事業評価は、三条市地域公共交通協議会が「三条市地域内フィーダー系統確保維持計画」に位置付けられた補助対象事業について、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的としている。

2　事業評価の流れ

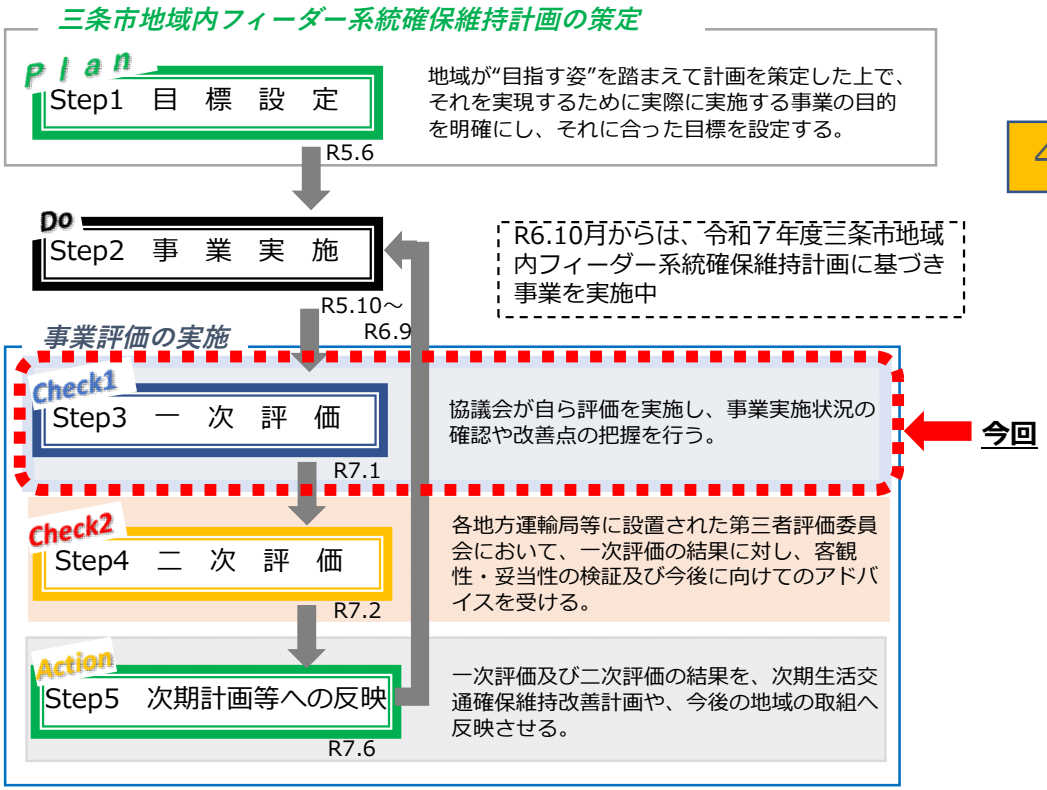

3　計画の概要

令和６年度三条市地域内フィーダー系統確保維持計画

（１）運行期間
　2023年10月１日～2026年９月30日（３年間）
（２）事業者数
　５事業者
（３）系統数
　６系統
（４）事業の目標
　各路線ごとに定めた平均利用者数の達成
　（詳細は事業評価資料を参照）

4　事業評価の概要

計画に位置付けられた実施内容（系統・運行回数等）のとおり運行されたか、及び上記３（４）の目標が達成されたかの評価を行った。

（１）事業実施の適切性
　すべて「A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された」

A　事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
B　事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
C　事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

（２）目標・効果達成状況
　A 目標達成　…　０系統
　B 目標一部達成　…　６系統

A　評価が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み）
B　評価が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）
C　評価が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）